

報道関係各位

件 名 いじめ重大事態に関する調査報告書（公表版）の公表について

飯能市教育委員会は、令和 6 年度に飯能市立小学校の児童が学校でいじめを受けているとの訴えが児童の保護者から学校宛になされた事案について、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定されるいじめ重大事態に当たると判断しました。

このことにより、飯能市いじめ問題専門委員会条例第 2 条第 2 項に基づき、飯能市いじめ問題専門委員会がアンケート調査、関係者への聞き取り調査を実施し、調査の結果について令和 8 年 3 月 17 日に「いじめ重大事態に関する調査報告書」として提出がありました。飯能市教育委員会では、この報告書を基に公表版として概要をまとめましたのでお知らせします。

飯能市教育委員会としましてはこの事案を真摯に受け止め、改めて再発防止を含むいじめ防止対策の実効性のある取組を行い、今後も児童生徒の健やかな成長を支援してまいります。

記

- 1 公表の方法 市ホームページへの掲載
- 2 再発防止に向けた取組
 - （１）各校のいじめ防止対策の点検・確認及び見直しの指導
 - （２）いじめを把握した際の報告・連携体制等のマニュアル整備

担当者 学校教育課 戸口 智雄
連絡先 TEL 042-973-3018